

年 月 日

香取市立小見川北小学校長 様

登 校 許 可 報 告 書（保護者記入）

1 病 名 _____

2 受診医療機関名 _____

3 医師より _____ 年 _____ 月 _____ 日より登校可と許可されました。

医師からの指導 _____

上記の疾患は、医師の診断によりすでに感染の恐れはなく、登校に支障がないものと認められたので、ご報告します。

年 組 児童名 _____

保護者名 _____ 印

＜出席停止期間 一覧表＞

疾患名	出席停止期間（以下の基準に基づき、主治医が判断）
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の抗菌性物質治療が完了するまで。
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下・額下・舌下の各腺の腫脹が発現後5日を経過し、全身状態が良好になるまで。
風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで。
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで。
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで。
腸管出血性大腸菌感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで。
流行性角結膜炎（はやり目）	医師が感染のおそれがないと認めるまで。
溶連菌感染症	治療開始後24時間以上経過し、発熱・発疹等が回復するまで。
感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで。
マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快し、医師が感染のおそれがないと認めるまで。
ヘルパンギーナ	医師が感染のおそれがないと認め、全身状態がよければ登校は可能。
手足口病	医師が感染のおそれがないと認め、全身状態がよければ登校は可能。
伝染性紅斑（りんご病）	医師が感染のおそれがないと認め、全身状態がよければ登校は可能。

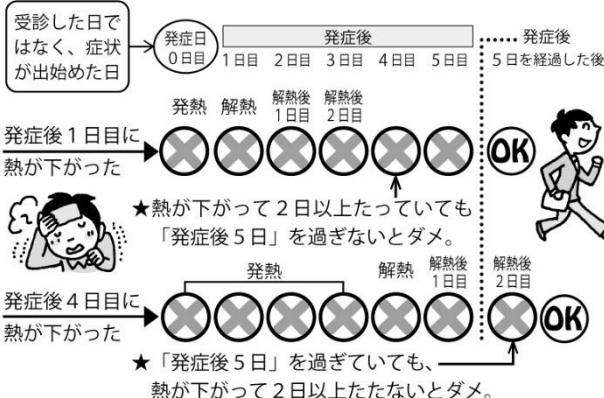
早わかり

インフルエンザの出席停止期間

インフルエンザと診断された場合の出席停止の期間は、法律^{*}で次のように定められています。

発症した後5日を経過し、かつ、^{げ ねつ}解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで

● 実際の例で考えてみると… ●



※学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（平成24年文部科学省令第11号）